

# 通園バス管理運行規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人竹山愛育会（以下「法人」という。）の認定こども園「あいいくの丘」（以下「本園」という）に入所している園児の送迎及び園外保育用として、道路運送法第78条3項の有償運送許可に基づく通園バス（以下「バス」という）の運行に関する必要な事項を定め、安全かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

## (利用者)

第2条 入所している園児及び一時保育を利用している園児を対象とする。

## (配置)

第3条 本園にバス2台を配置する。

## (運行範囲)

第4条 バスの運行範囲は丹波市内一円とする。但し、運行経路等の詳細については別に定める。

2 園外保育のバスの運行範囲については事業ごとに定める。

## (利用料)

第5条 バスの利用料は、1園児あたり月額2,500円、2人目は月額1,250円、3人目以上は無料とする。但し、送迎にバスを利用しない園児は月額1,000円とする。

2 一時保育利用園児は、1園児あたり1回につき50円とする。

## (バスの利用)

第6条 保護者は、バスの利用を始めるにあたり、利用申込書を提出しなければならない。

2 降園時におけるバスからの園児引受けは、15歳以上の保護者が行なうことを原則とし、通常以外の保護者が行なう場合は、事前に本園に連絡するものとする。

3 保護者は、バスのスムーズな運行について協力するものとする。

## (会計)

第7条 通園バスに係る経費は、利用料、市補助金、施設会計の一部をもって充当し、施設会計で経理処理をする。

### (運行管理責任者)

第8条 バスの運行管理責任者は園長とする。

- 2 運行管理責任者は、バスの運行管理及び乗車する職員・園児の事故防止について責任を負うものとする。
- 3 運行管理責任者は、専任運転手（登録運転手含む）以外の者にバスを運転させてはならない。ただし、特別に必要がある場合はこの限りでない。
- 4 運行管理責任者は、バスを当法人の園児以外の者に利用させてはならない。ただし、特別に認めた場合はこの限りでない。
- 5 運行管理責任者は、日常のバス運行に関して、計画・実施を担当する「運行管理担当者」を任命するものとする。
- 6 運行管理責任者は、道路運送車両法第50条の規定によるバスの整備管理者を設置しなければならない。

### (運転者)

第9条 バスの運転者は、法人が採用した専任運転手（以下「運転手」という）とする。

- 2 運転手が都合により勤務できない場合に備えて、あらかじめ運転免許証の写しの提出を受け、園長が承認し、かつ、運転手名簿に記載した登録運転手若干名を置くものとする。
- 3 運転手の年齢は、原則として70歳未満とする。

### (運転者の留意事項)

第10条 運転手（登録運転手含む）はバスの走行に関して全ての責任を負うものとする。

- 2 運転手は常に健康保持に努め、車両の運転に支障が出ないように努めなければならない。睡眠不足、その他健康を害している場合は、運行管理責任者にその旨を届け、指示を受けるものとする。
- 3 運転手は、バスの運転にあたり、道路関係法令及び関係法令を遵守するほか、次のことに留意しなければならない。
  - (1) 人命尊重を第一とし、譲り合いの精神をもって運転すること。
  - (2) 常にあらゆる事態に対応できるよう、余裕をもって運転すること。
  - (3) 「ま、いいか！」運転は、厳に行ってはならない。
  - (4) 路面の凍結、未舗装、狭い道路等危険が予測される場合は、不測の事故に備え、特に安全運転に心掛けること。
  - (5) ハンドル、ブレーキ、その他の車両装置を確実に操作し、無理な運転をすることなく、自己の技能に応じた安全速度で運転すること。
  - (6) 使用中に故障を発見したときは、臨機の安全措置を行なうこと。

- (7) バスを離れるときは、事故及び盗難防止のために必要な措置を行なうこと。
- (8) 毎回運転開始前に始業点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）に定める始業点検を行なわなければならない。
- (9) 終業時には、車体の清掃に努めると共に、故障の有無を調べ対応する。また、車両を所定の格納庫に収納し、雨、雪及び盗難防止のために必要な措置を講じること。
- (10) その日の運行・整備管理等を「バス運行日誌」に記入し、運行管理責任者に提出しなければならない。
- (11) 人身事故、物損事故等が発生したとき、事故の大小・軽重を問わず直ちに運行管理責任者に報告し、かつ「バス運行日誌」に記載しなければならない。

#### **(添乗者)**

- 第 11 条 バスの運行にあたっては、園児の乗降補佐及び車内における園児の安全を図るため職員の添乗を行なう。
- 2 添乗者の行動基準については「バス添乗マニュアル」として別に定める。

#### **(気象警報発令時の対応)**

- 第 12 条 園長は、次の条件の下では、バスの運行を中止するものとする。
- (1) バスの運行時間帯（午前 7:30～9:00 の間、午後 2:00～3:00 の間、午後 4:00～5:00 の間）において
  - (2) 丹波市の地域に気象警報（大雨、洪水、暴風、暴風雨、暴風雪、大雪）が発令されたとき
- 2 園長は、バスの運行を中止したとき、「よい子ネット」または電話等により、保護者に連絡するものとする。
  - 3 登園時におけるバス運行中止の場合、園児登園の判断は保護者が行ない、登園させる場合は保護者が送り届けるものとする。また、不登園の場合は本園に連絡するものとする。
  - 4 降園時におけるバス運行中止の場合、園児を本園に待機させ、保護者によるお迎えとする。

#### **(損害賠償)**

- 第 13 条 園児が乗車してから降車するまでの間に発生した事故については、法人の責任とする。
- 2 園児が乗車するまでの間、または、降車した後に発生した事故については、保護者の責任とする。ただし、園外保育等の本園監督下における場合はこの

限りでない。

- 3 不測の人身事故及び物損事故に備えて任意保険に加入し、保険金の範囲内で賠償するものとする。

#### (改正)

- 第14条 この規程の改正は、理事長が定め、改正内容を理事会及び評議員会に報告する。

#### 附則

1. この規程は、平成26年12月11日に制定し、平成26年4月1日より遡及施行する。
1. この規程は、平成27年3月20日に一部改正し、同日より施行する。